

株式会社日立製作所  
王禅寺センタ（廃止措置中）

平成29年度（第1回）保安検査報告書

平成29年8月  
原子力規制委員会

# 目 次

1. 実施概要	
(1) 保安検査実施期間 .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 保安検査内容	
(1) 基本検査項目 .....	1
(2) 追加検査項目 .....	1
3. 保安検査結果	
(1) 総合評価 .....	1
(2) 検査結果 .....	1
(3) 違反事項 .....	1
4. 特記事項 .....	1

## 1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

平成29年5月30日(火)

(2) 保安検査実施者

川崎原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 梶田 啓悟

安全規制管理官（新型炉・試験研究炉・廃止措置）付 鈴木 宏二

## 2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、関係者聴取、資料検査及び現場立入り等により保安規定の遵守状況の確認を行った。

(1) 基本検査項目

- ① 放射性廃棄物の安全管理
- ② 非常時の措置（抜き打ち検査）

(2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理」及び「非常時の措置」を検査項目として立入り、記録等の確認及び聴取によって検査を実施した。

検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

別添2参照

(3) 違反事項

なし

## 4. 特記事項

なし

(別添1)

保安検査日程

月日	5月30日(火)	備考
午前	●初回会議 ○放射性廃棄物の安全管理	
午後	◇非常時の措置 ○現場確認 ●チーム会議 ●まとめ会議	

注) ○：基本検査項目、◇：抜き打ち検査項目 ●：会議等

## 検査結果(1/2)

### 1. 検査実施日

平成29年5月30日(火)

### 2. 検査項目

放射性廃棄物の安全管理

### 3. 対象となった保安規定の条文

第7条 職務

第8条 品質保証責任者

第9条 HTR安全委員会

第11条 品質保証活動の実施・評価・継続的改善

第27条 放射性固体廃棄物の管理

第28条 放射性廃棄物の搬出

第29条 巡視

第33条 HTR施設の異常発見時の措置

第42条 記録

### 4. 検査結果

放射性廃棄物について、長期に渡る保管が継続していることを考慮した安全管理が行われているか、適切に巡視を行っているか検査を行った。

HTRにおいては、平成27年12月1日から平成28年3月31日にかけて、放射性廃棄物を収納しているドラム缶について、2年に1度の底面を含む腐食状況の点検（以下、「ドラム缶総点検」という。）を実施している。

ドラム缶総点検に当たっては、「保管廃棄物ドラム缶等の点検基準及び措置」を定めて実施している。これによれば、保管廃棄物ドラム缶を、健全と判断されるもの、塗装処理が必要なもの、オーバーパックが必要なものの3つに分類することとしている。

塗装処理が必要なものは、ドラム缶表面塗装の剥離、均一平滑した錆部があるもの等で、表面密度を測定して汚染がないことを確認し、錆を落とした後、塗装するとしているが、オーバーパックが必要なドラム缶以外に塗装が必要なものはなかったとしている。

オーバーパックが必要なものは、腐食による孔食等があるもので、平成27

年度のドラム缶総点検においては、ドラム缶8本についてオーバーパックが必要と判定し、表面密度を測定して汚染がないことを確認したうえで、シールテープ等を接着して塗装した後、養生袋で2重に封入し、ステンレス製ドラム缶に収納している。

ドラム缶の保管状況については、管理グループ長が、週1回巡視し、転倒、積載ずれ、漏えいがないことを確認し、その結果を王禅寺センタ長及び品質保証責任者に報告している。

巡視に当たっては、転倒等がないことを確認するほか、目視可能な範囲で塗装処理を行った部位の異常の有無を確認している。

平成28年8月9日に、ドラム缶1本に塗装処理を行った部分の膨れを発見し、汚染がないことを確認するとともに、その後の巡視において、当該部位の状況を毎回確認し、記録している。

当該部位の確認を確実にを行うよう、平成28年9月15日に「HTR保安管理要領」を改定し、巡視表の様式に当該部位の確認欄を設けている。

HTRは施設の老朽化対策としてドラム缶保管庫を設置することとしており、当該保管庫にドラム缶を保管する際は、全てオーバーパックすることを計画していることから、塗装処理を行った部位に膨れが認められたドラム缶は、平成29年6月5日から実施する予定のドラム缶総点検において、先行的にオーバーパックすることとしている。

なお、平成28年度においては、ドラム缶に腐食による孔食等が発見される等の異常は生じておらず、放射性廃棄物の安全管理に係る内部監査及びマネージメントレビューは行われていない。

これらのことについて、「廃棄物ドラム缶総点検記録（平成28年4月11日）」、「巡視表（平成28年度）」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

## 5. その他

なし

## 検 査 結 果 ( 2 / 2 )

### 1. 検査実施日

平成29年5月30日(火)

### 2. 検査項目

非常時の措置 (抜き打ち検査)

### 3. 対象となった保安規定の条文

第36条 責任体制

第37条 放射線事故時の処置

第38条 火災時の処置

第39条 地震時等の処置

第40条 避難

第41条 盗取、侵入時の処置

### 4. 検査結果

非常時に係る事前措置が適切に講じられているかについて検査を行った。

非常時においては、王禅寺センタ長が責任者となり指揮に当たることとしている。

放射線事故時においては、異常を発見した際の通報連絡等の初期活動及び放射線障害を受けた者又はおそれのあるものがある場合における救助、医療機関への搬送等の防護活動を行うこととしている。

HTR施設内又はその周辺の火災時においては、応急消火等の初期活動、火災による負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合の救助、避難又は医療機関への搬送等の防護活動を行うこととしている。

川崎市北部における震度4以上の地震の発生時においては、避難及び通報連絡、並びに地震が収まった後の点検及び結果の報告を行うこととしている。

管理グループ長は、放射性廃棄物の盗取又はHTR施設への侵入等の不法行為が発生した場合は、直ちに警察署及び原子力規制委員会等に通報することとしている。

これらの事態に対応するため、常に最新の連絡通報体制を維持するとともに、HTR保安管理要領に対応手順等を定めている。

なお、平成28年度において、川崎市北部における震度4以上の地震の発生を含め、これらの事態の発生はなかった。

これらのことについて、「王禅寺センタ 非常時の連絡通報体制（平成29年4月1日）」、「HTR保安管理要領（平成28年9月）」等の記録及び関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

#### 5. その他

なし